

令和6年3月10日

クラブ代表者 様

長崎市バドミントン協会
会長 田中 貞夫

個人登録について（お知らせ・お願い）

標記のことについて、令和6年度の個人登録の手続きを下記のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

<令和6年度の登録についての注意事項>

- ・登録番号は永久に変わりません。登録番号は10桁となっています。今回お送りしている個人登録用紙に昨年度登録されている方は登録番号を記載しています。
番号は変わりませんが、毎年登録申請をし、登録料を納めないと登録とはなりません。
- ・審判資格をお持ちの方は、毎年登録をしないと審判資格が失効（救済措置あり）することになりますので、必ず登録してください。

<個人登録用紙について>

- ・長崎市協会への登録できる方は、下記☆参考《長崎市バドミントン協会規約》の該当者です。
- ・登録後、年度途中で登録内容の変更がある場合、改めて変更の登録用紙を提出してください。
- ・登録用紙の記載方法をご確認の上、正確にご記入ください。

☆参考 《長崎市バドミントン協会規約》

第2条 本会は、アマチュア競技団体とし、次にかかげるバドミントン愛好者で組織する。

- (1) 長崎市内に居住する者
- (2) 長崎市内に勤務する者又は在学する者
- (3) 長崎県西彼杵郡（旧 西彼杵郡を含む）に居住する者で、本会に登録を希望する者
- (4) 過去に第1号から第3号に該当した者で、本会が特に登録を認めた者

<会員証について>

- ・登録番号は変わりませんので、配布されている会員証をお持ちの方は大切に保管してください。
ただし、登録番号は8桁から10桁になっていますので、8桁の方は今回お送りしている登録用紙に記載の登録番号を確認し、各自会員証に新しい番号を記載しておくようお願いいたします。
- ・令和2年度末で日本バドミントン協会発行の会員証と審判手帳は廃止となり、再発行はできません。会員情報は日本バドミントン協会のホームページから確認できます。
<日本バドミントン協会のホームページの「会員登録」から、ログインID（会員番号）、パスワード（生年月日、年は西暦8桁）でログインしてください。>

<個人登録の時期>

令和6年4月17日(水)までに必着でお願いします。

令和6年度内に大会に出場する予定のある方・審判資格をお持ちの方は全員、4月末までに登録してください。

(長崎市協会に登録の手続きをしても、日本バドミントン協会へ登録するまでの事務処理に時間がかかります。登録が遅れると参加申し込みができなくなることがあります)

<令和6年度登録の団体>

令和5年度に登録しているクラブへは、令和5年度に登録された方を印字しています。お送りしている用紙を下記のとおり確認・処理していただき、返送してください。

*別紙、登録用紙の注意事項を参照してください。

- ◎ 令和6年度も内容に変更なく登録する方 → ○を記入してください。
 - ・そのまま結構です。(新たに打ち替えないでください。)
 - ◎ 令和6年度も登録するが内容に変更がある方 → **変更**と記入してください。
 - ・赤で訂正・追記してください。
 - ・転勤等で他県、他都市から来られた方の住所変更、所属の変更も「変更」となります。
 - ・各所属の方に住所等間違いないか確認してください。
- ※ 審判員・指導員の資格、他協会との重複がないかも必ず確認してください。**
- ◎ 令和6年度の登録をしない方 → 赤で消してください。
 - ◎ 令和6年度に新規で登録される方は、空欄か別の用紙にすべて記入してください。登録番号をお持ちの方は登録番号も記入してください。

* 送付先 〒850-0921 長崎市松が枝町5-15-505 内田 吉利子

* 送付締切 令和6年4月17日(水)必着(登録料の振り込みも)

* 振込先 十八親和銀行 本店営業部 普通預金 口座番号640153

※ 他協会・連盟と重複して登録した場合、重複分(県協会・日バ)の登録料が県協会から返金されないこともありますので、ご注意ください。

※ 今回お送りしている登録用紙には登録番号が入っていますので、各クラブ代表者は控えを取って保管してください。個人情報が含まれますので、**取扱いにご注意**願います。

☆ 問い合わせ先

内田 吉利子 電話 095-800-1495 携帯 090-4980-2628

船本 幸子 電話 095-826-7653 携帯 090-4580-8253